

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」の改定について

1 概要

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、前回（令和元年度）の改定から5年が経過している。この間の使用料・手数料等の定期見直しに係る使用料等審議会での議論や、社会経済状況の変化などを踏まえ、受益者負担のさらなる適正化を図ることを目的に、基本方針を見直すこととした。

2 主な改定内容

① 【使用料】施設別行政コスト計算書の活用

（改定（案）p. 7）

○ 背景

- 本市では、令和2年度決算分から施設ごとの「施設別行政コスト計算書」を作成し、施設の管理運営に係るフルコストを把握できるようになっている。
- 一方、使用料における現在の原価計算は、間接的人件費や火災保険料など、一部算入していない経費があり、フルコストの原価計算となっていない。

○ 改定案

現行	改定後
施設別行政コスト計算書を <u>活用していない</u>	施設別行政コスト計算書を <u>活用する</u>

② 【使用料】グループ化対象施設の拡大

（改定（案）p. 10）

○ 背景

- 各公共施設の使用料は、施設ごとの経費を用いて原価計算を行っているが、施設の築年数等により維持管理経費等の金額に差が生じるため、同種・同規模の施設であっても、適正料金に差が生じる可能性がある。
- このため、施設の配置や利用者の範囲が広域レベルや市域レベルの施設分野は、費用算定項目を合算して原価計算を行う（グループ化）こととし、現在は屋外スポーツ施設に適用している。

○ 改定案

現行	改定後
（グループ化対象施設） 屋外スポーツ施設	（グループ化対象施設） 屋外スポーツ施設、 <u>文化施設</u>

③ 【使用料（・手数料）】激変緩和措置の設定

（改定（案）p. 11）

○ 背景

- 現行の基本方針では、改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行価格のおおむね1.5倍としている。
- 施設使用料は手数料に比べ高額なものも多く、物価高騰等により市民生活が影響を受ける中で、1.5倍上限への改定であっても市民への負担が大きい。

○ 改定案

現行	改定後
改定額の上限は <u>現行価格のおおむね1.5倍</u>	<u>現行額に応じた上限改定率※を設定</u>

※上限改定率案

区分	現行の料金	上限改定率
使用料	1,000 円未満	現行額の 1.5 倍
	1,000 円以上 3,000 円未満	現行額の 1.4 倍
	3,000 円以上 10,000 円未満	現行額の 1.3 倍
	10,000 円以上	現行額の 1.2 倍
手数料	規定なし	

④ 【手数料】料金見直し基準の範囲設定 (改定 (案) p. 15)

○ 背景

- ・ 現行の基本方針では、原価計算結果と条例で定める料金との乖離が1.5倍を超える事務手数料は原則として料金見直しを検討することとなっている。一方、原価計算結果が条例で定める料金を下回る場合の基準が明記されていない。

○ 改定案

現行	改定後
(手数料の適正範囲) 原価計算結果の <u>1.5倍を超えない範囲</u>	(手数料の適正範囲) 原価計算結果の <u>70%～150%の範囲</u>

⑤ 【使用料・手数料】見直し周期の変更 (改定 (案) p. 16)

○ 背景

- ・ 現行の基本方針では、原則として3年に1度の定期見直しを行っているが、見直しにより料金改定を行う場合には、条例改正等の事務手続きや市民周知などに期間を要する。
- ・ このため、料金改定から次の定期見直しまでの期間が短くなってしまい、次回見直しに向けた利用実績等の検証や経済情勢の検討が十分に行えないことがある。

○ 改定案

現行	改定後
原価との乖離が著しい場合など特別な場合を除き、原則として <u>3年</u> ごと	原価との乖離が著しい場合など特別な場合*を除き、原則として <u>4年</u> ごと

※ 原価計算結果は毎年度モニタリングを行い、基本方針で定める適正範囲を新たに超えた場合には、上記の周期によらず、原則としてその次年度における見直しを検討する。

⑥ その他記載上の変更点

- ・ 改定 (案) p. 3 : 基本方針の適用範囲について明記し、適用除外となるケースを列挙。
- ・ 改定 (案) p. 8 : 使用料の費用算定方法について、特定の利用者が占有する場合と、不特定多数の利用者が施設を共用する場合の計算式を分けて記載。
- ・ 改定 (案) p. 15 : 手数料の受益者負担割合について、100%を原則としつつも、指定収集廃棄物 (家庭系一般廃棄物) について例外である旨を明記。